

税率等の検討

【現行の制度】

区 分		税額等
1人1泊あたりの 宿泊料金	2万円未満	200円
	2万円以上	500円

【税率変更で整理すべき事項】

- ・ 宿泊者（納税者）の税負担
- ・ 宿泊事業者（特別徴収義務者）の事務等への影響（負担増）
- ・ 課税の公平性の確保と課税対象者の考え方
- ・ 税収への影響

【低価格帯の宿泊施設の宿泊者に対する税率の軽減策（案）】

案① 100円の税額区分を設定

区 分		税額等
1人1泊あたりの 宿泊料金	X円未満	100円
	X円～2万円未満	200円
	2万円以上	500円

案② 免税点を設定

区 分		税額等
1人1泊あたりの 宿泊料金	Y円未満	0円
	Y円～2万円未満	200円
	2万円以上	500円

案③ 定率制へ移行

区 分		税額等
1人あたり、1部屋あたり、1棟あたりの 宿泊料金		2%

	考え方	特長
案① 100円の 税額区分を 設定	<p>(1) 宿泊料金にかかわらず、宿泊者が受ける行政サービスに変わりはないとの考えから、免税点を設けず、全ての宿泊者に広く負担を求める応益課税の考え方を維持する。</p> <p>(2) その上で、応能課税の考え方を加味して、担税力を勘案し、宿泊料金が低額な宿泊施設への宿泊者の税率を引き下げ、3段階の税率に改める。</p>	<p>(1) 宿泊料金の区分を3段階とすることで、応能課税の考え方が一定程度強化される。</p> <p>(2) 低価格帯の宿泊施設の宿泊者の税負担が軽減される。</p>
案② 免税点を 設定	<p>(1) 宿泊者に広く負担を求める応益課税の考え方を維持する。</p> <p>(2) その上で、応能課税の考え方を加味して、担税力を勘案し、宿泊料金が低額な宿泊施設への宿泊者の納税義務を免除する。</p>	<p>(1) 免税点を設けることで、応能課税の考え方が一層強化される。</p> <p>(2) 低価格帯の宿泊施設の宿泊者の税負担がなくなる。</p> <p>(3) 免税点を超える価格帯のない宿泊施設では徴収や申告納入の事務負担が軽減される。</p>
案③ 定率制へ 移行	<p>(1) 応益課税から応能課税へと課税の考え方を転換する。</p> <p>(2) 宿泊料金に応じた負担の公平性(応能課税)が担保される。</p>	<p>(1) 税額の負担が宿泊料金に応じた応能課税となる。</p> <p>(2) コンドミニアムの部屋貸しや戸建ての1棟貸しを行う宿泊施設の場合、1人当たりの宿泊料金を計算する必要がなく、税額の計算が容易である。</p>

【調査結果を受けた検討】

1 税率100円帯・免税点設定の場合の税収見込みについて

〈案① 100円の区分、案② 免税点でX円、Y円を3,000円から10,000円の5つのパターンで試算〉

設定 ライン	影響する 宿泊者の 割合	税収見込み [直近1年の申告額 (R4.11~R5.10宿泊分：955,461千円) ベース]					
		案① 100円の区分			案② 免税点		
		減収額	年税額	減収率	減収額	年税額	減収率
I ¥3,000	3%	△14,817	940,644	△2%	△29,633	925,828	△3%
II ¥4,000	8%	△36,576	918,885	△4%	△73,152	882,310	△8%
III ¥5,000	17%	△79,675	875,787	△8%	△159,349	796,112	△17%
IV ¥7,000	43%	△200,072	755,390	△21%	△400,143	555,318	△42%
V ¥10,000	74%	△346,514	608,947	△36%	△693,028	262,433	△73%

2 定率制へ移行した場合の税収見込みについて

税率	税収見込み [直近1年の申告額 (955,461千円) ベース]		
	減収額	年税額	減収率
2%	△142,720	812,741	△15%

調定額の推移 (千円)				
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定額	769,784	430,279	503,686	771,859